

八千代市第3次情報化基本計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月



は じ め に

ICT（情報通信技術）が急速に進展し、地方公共団体における多様な住民ニーズへの対応においても、ICTを活用した様々な取組みが期待される中、本市では、平成23年3月に「八千代市第2次情報化基本計画」及び「八千代市第2次情報化基本計画推進計画」を策定して情報化を推進してまいりました。

これらの計画に基づき、市ホームページのリニューアルやメール等による情報提供の充実など、行政サービスを向上させると共に、基幹情報システムの再構築等により、業務の効率化や経費の削減に努めてきました。

このたび策定した「八千代市第3次情報化基本計画」は、従前の「八千代市第2次情報化基本計画」の成果を踏まえ、行政サービスを向上させるためのツールとしてICTを活用することはもちろん、平成28年1月より利用が開始されたマイナンバーを活用した電子自治体の推進を図ると共に、近年急増している脅威から情報資産を守るため情報セキュリティ対策を充実させる等、総合的な情報化施策を推進するための指針であり、「八千代市第4次総合計画」の着実な推進においても重要な役割を担うものであると考えております。

今後、この計画に基づいて行政の情報化と地域の情報化を図る等、市民に信頼される電子自治体実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年3月

八千代市長秋葉 就一

目 次

第1部 計画策定の背景	1
第1章 社会的背景	1
(1) 電子自治体を取り巻く環境	1
(2) ICT社会の現状	1
第2章 国・県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
第3章 本市の情報化の現状	3
第2部 計画策定の趣旨と構成	4
第1章 計画策定の趣旨	4
第2章 計画の位置づけ	4
第3章 計画の期間と構成	4
第3部 基本目標と実現に向けた施策	6
第1章 基本目標	6
第2章 実現に向けた施策の体系	6
第3章 実現に向けた施策	7
1 便利で質の高い行政サービスの実現	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 取組み内容	7
① 個人番号カードの利活用	7
② 提供する行政情報等の充実	7
③ 行政サービスの電子化	7
④ ビッグデータの活用	8
2 市民と行政のコミュニケーションの推進	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 取組み内容	9
① 情報交換・交流の推進	9
② 市民参加の推進	9
3 市政運営の効率化と高度化の推進	10
(1) 基本的な考え方	10

(2) 取組み内容	10
① 情報システムの整備・充実	10
② システム調達と運用の効率化	10
③ 情報通信基盤の整備・充実	10
4 計画を推進するために	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 取組み内容	11
① 個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	11
② 推進体制の充実	11
資料編	12
八千代市電子自治体推進本部設置要領	13
八千代市情報化推進協議会設置要綱	16
用語解説	18

計画書の中で、※の付いている用語には、18ページ以降に解説があります。

第 1 部 計画策定の背景

第 1 章 社会的背景

(1) 電子自治体を取り巻く環境

地方公共団体における多様な住民ニーズへの対応においては、ICT※（情報通信技術）の活用を通じた様々な取組みが期待されています。一方で、地方公共団体の財政状況は依然として厳しく、人材も限られる中、一層効率的な行政運営が必要とされています。電子自治体の取組みは、行政の効率化や経費の削減が期待され、行政改革の中でも重要な位置を占めると考えられています。

(2) ICT社会の現状

高速・大容量のブロードバンド※回線の整備等により、インターネットが急速に普及したことで、今までにない新しいサービスが受けられるようになり、産業構造や社会構造が大きく変革しています。

総務省の平成27年版情報通信白書によると、平成26年末のわが国のインターネットの利用者は約1億18万人で、人口に対するインターネットの普及率は82.8%となっており、国民の大多数がインターネットを利用していることに加え、インターネット付随サービス業の平成25年度売上高は前年度比18.7%増と大きく伸びを見せており、インターネットは私たちの日常生活及び産業活動等においてもなくてはならないものとなっていることが見て取れます。

その一方で、インターネット利用に伴う被害について、パソコンからの利用を例にとっても、「何らかの被害を受けた」が57.8%と、約6割の方が被害を受けており、情報セキュリティ対策※を充実させることが急務となっています。

このようなICT社会の現状を把握し、今後の動向を的確に見据え、情報セキュリティ※を勘案しつつ情報化の利点を最大限に活用した「市民サービスの質的な向上と業務の効率化」を進めていくことが、今後の市政運営の重要な課題となっています。

第2章 国・県の動向

(1) 国の動向

国は、平成13年に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を立ち上げ、官民の総力を挙げてIT※革命への本格的な取組みを開始して以降、下記の各戦略に基づき、世界最先端のIT国家を目指した政策を実施し、インフラ整備等において世界最高水準となりました。

- e-Japan戦略（平成13年1月策定）※：ブロードバンドインフラの整備
- e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月策定）※：IT利活用重視
- IT新改革戦略（平成18年1月策定）※：ITによる構造改革力追求
- i-Japan戦略2015（平成21年7月策定）※：誰もがデジタル技術の恩恵を実感
- 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月策定）※：新たな国民主権の確立

現在では、世界最高水準のIT利活用社会の実現と、その成果を国際展開することを目標に「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月策定、平成27年6月改定）」を策定しております。

一方で、地方分権改革の加速、地方自治体の厳しい財政状況、地域における社会的問題の増大等、地方自治体を取り巻く環境の変化は大きく、電子自治体の取組みにおいてもこれらの問題の対応が求められており、総務省では、ICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとし、電子自治体の取組みを推進するため、平成15年8月に「電子自治体推進指針※」、平成19年3月に「新電子自治体推進指針※」を策定してきました。

また、「世界最先端IT国家創造宣言」の閣議決定を受け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いた、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を平成26年3月に策定しています。そこでは、「ICT利活用による住民利便性の向上」として行政サービスの電子化や、オープンデータ※等の取組みについて提示されている他、「電子自治体推進のための体制整備」として、情報セキュリティやCIO※機能等、電子自治体の取組みを支える体制について提示されています。

(2) 県の動向

千葉県においては、平成16年5月に、県と県内市町村が共同して、電子自治体のサービスを県民が幅広く受けられる共同利用システムを構築するため「千葉県電子自治体共同運営協議会※」を発足させ、情報ネットワークによる電子申請・届出システム等の各種行政サービスの運用を行っています。

また、平成22年3月に千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」のアクションプランとして、「ちばIT利活用戦略」が策定され、千葉県の情報化政策の基本的方針が示されました。

「ちばIT利活用戦略」の計画期間は、平成22年から平成24年で既に終了していますが、平成25年10月に新たな総合計画である「新輝け！ちば元気プラン」が策定され、急速に進むICTへの対応の観点から「ICTの利活用」等の基本的方針が示されています。

第3章 本市の情報化の現状

本市では、昭和61年度の大型コンピュータ導入以降、総合行政情報システムの構築を目標として、住民情報オンラインシステム等の整備を計画的に進め、急速に高性能化したパソコンの業務処理への活用を図ると共に、平成9年度に市公式ホームページを開設し、平成17年度には公共施設予約案内システムを導入する等、業務の効率化と市民サービスの向上に努めてまいりました。

前計画（八千代市第2次情報化基本計画）の計画期間においては、平成23年度に公共施設予約案内システムの運用の効率化を図るため、「千葉県電子自治体共同運営協議会」で運用する新システムへの移行を図った他、平成24年度に住民基本台帳システムを含む基幹情報システム※を再構築し、平成26年度から福祉系情報システムの再構築を進める等、経費の削減、セキュリティの強化に努めてまいりました。

また、平成23年度にインターネットによる市議会放送を開始した他、平成25年度には防災情報メールをはじめとするやちよ情報メールの配信や市ホームページのリニューアルの実施等、ICTを活用した更なる情報提供の充実に努めてまいりました。

情報化の推進にあたっては、有識者・各種団体・市民代表で組織する「八千代市情報化推進協議会」から、情報化推進に関する様々な意見・提言をいただくとともに、庁内の推進体制を強化するために、「八千代市電子自治体推進本部」を設置して、電子自治体の構築に向けた施策を総合的に検討・推進しております。

第2部 計画策定の趣旨と構成

第1章 計画策定の趣旨

厳しい財政環境の中で質の高い行政サービスを提供していくためには、市が実施している業務全般を効率化していかなければなりません。そのため、業務を効率化するためのツールとしてICTの効果的な活用を進めます。

また、いつでもどこでもインターネットに接続できる環境の整備が進んだことにより、インターネットを活用して、市政の一層の透明性を高めてコミュニケーションを深めることができれば、市民の市政に対する信頼が高まり、市民参加による市政運営を更に前進させることができると考えます。

そのため、「ICTを活用した業務の効率化と市民参加による市政運営の推進」を本計画策定の趣旨とします。

第2章 計画の位置づけ

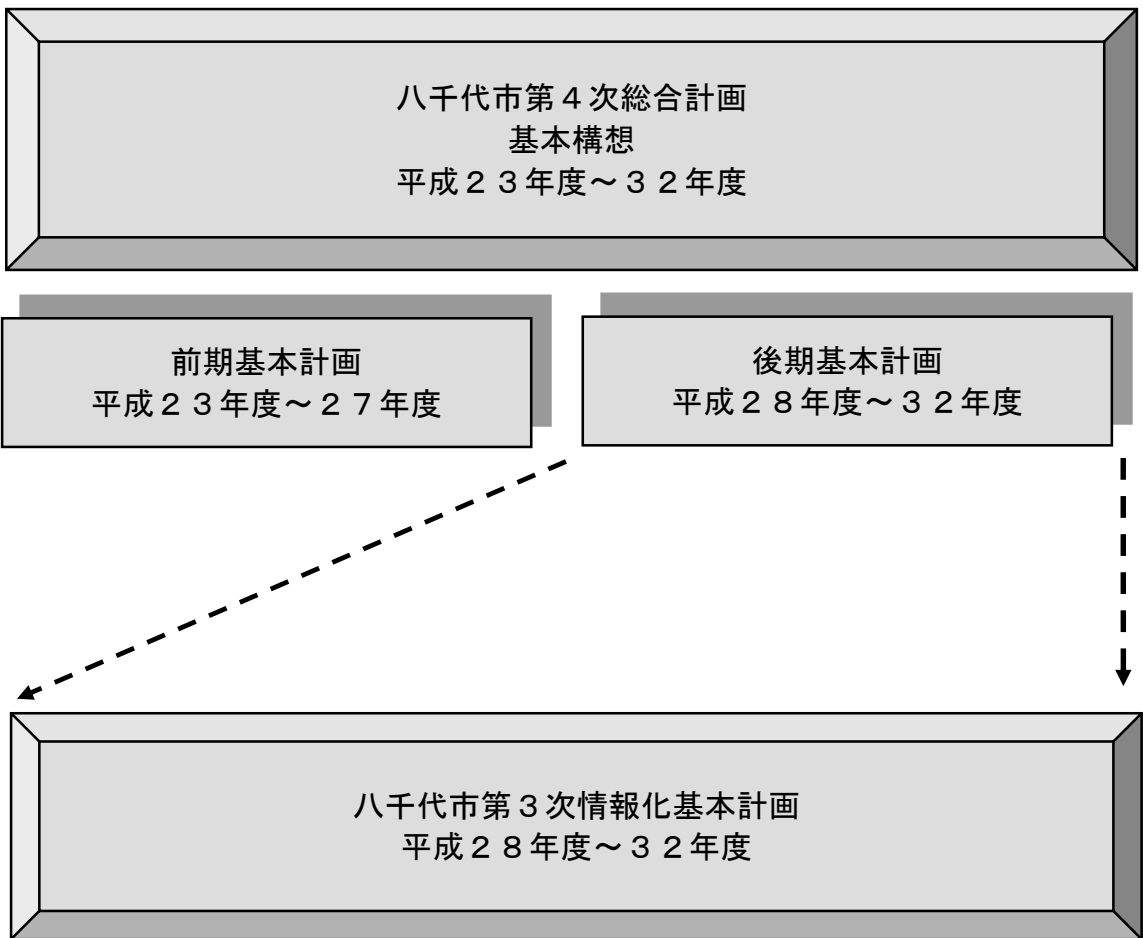
本計画は、八千代市第4次総合計画を上位計画とし、後期基本計画に掲げた施策を着実に実施することを目的として、ICTを効果的に活用した総合的な情報化施策を推進するための指針とします。

第3章 計画の期間と構成

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、近年、ICTが急速に進展していることから、その技術を迅速・的確に行政運営に活用するため、適宜、計画の見直しを行うこととします。

また、本計画を着実に実施するため、本計画に位置付けた「取組み内容」の具体的な内容を定めた、情報化推進計画を策定します。



八千代市第3次情報化推進計画				
平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
←—————→				
	←—————→			
		←—————→		
			←—————→	
				←—————→

※ 情報化推進計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間における向こう3か年とし、毎年度見直しを行うものとします。

第3部 基本目標と実現に向けた施策

第1章 基本目標

住民の立場に立った行政サービスの更なる向上や行政運営の簡素化・効率化を進めるとともに、個人情報保護と更なる情報セキュリティ対策の強化を図り、情報社会に対応できる総合的な情報化施策を推進することにより、市民に信頼される電子自治体の実現に努めます。このようなことから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

ICTを活用した効率的な市政運営への転換と
市民に信頼される電子自治体の実現

第2章 実現に向けた施策の体系

基本目標の実現を目指した3つの柱を設定し、計画を推進します。

- 1 便利で質の高い行政サービスの実現
- 2 市民と行政のコミュニケーションの推進
- 3 市政運営の効率化と高度化の推進

電子自治体の構築は、ICTの便益を最大限に活用することにより、市政運営の固定的なコストを削減しながら市民に質の高い行政サービスを提供し「市政に対する満足度を高める」とともに、市民と市の情報共有・交流の強化を図ることで、つながりと信頼を深め、「市民に信頼される電子自治体を実現する」ことを目的としています。

また、基本目標の実現を目指した3つの柱に加え、施策を補完する「計画を推進するために」を設定します。

第3章 実現に向けた施策

1 便利で質の高い行政サービスの実現

(1) 基本的な考え方

電子自治体の行政サービス面での最大のメリットは、市民がインターネットで市役所の開庁時間に関係なく、自宅のパソコン等からいつでも各種行政情報を入手できる他、各種申請・届出等の行政手続きができるとともに、窓口サービスの待ち時間を短縮できることです。

そのため、市民がネットワークを通じて24時間365日、いつでも、どこからでも、行政サービスを受けることができる様にするため、インターネットを活用した行政サービスを充実させます。

また、マイナンバー制度が開始したことにより、マイナンバーを利用した新たなサービスの提供が期待されていることから、本市においてもマイナンバーを利用した新たな行政サービスの提供等について調査・検討を進めます。

(2) 取組み内容

① 個人番号カードの利活用

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づいた個人番号カード※を利活用し、住民票の写しのコンビニ交付等、新たな行政サービスの提供を図ります。

② 提供する行政情報等の充実

市ホームページを充実させる他、各種コンテンツを活用した情報の配信を検討する等、インターネットの利点を生かし、市政情報や災害情報等について、わかりやすく、より一層内容を充実させた情報提供を行うことで、市民の利便性や安全性、行政運営の透明性の向上を図ります。

また、オープンデータとしての行政情報の提供について、調査・検討を進めます。

③ 行政サービスの電子化

電子申請や施設予約等について、システムに対する要望や課題に対応し、機能や操作性の向上を図る等、インターネットを活用した行政サービスの充実を図ります。

また、インターネットを活用した新たな行政サービスの提供について調査・検討を進めます。

④ ビッグデータの活用

国が提供するリーサス（RESAS）※等のシステムの活用を図る等，ビッグデータ※を活用した新たな行政施策について，調査・検討を進めます。

2 市民と行政のコミュニケーションの推進

(1) 基本的な考え方

市民参加による市政運営を進めるためには、情報の積極的な提供による市政の透明性の向上を図るとともに、市民と市役所の双方向のコミュニケーションを推進させ、パートナーシップを形成することが必要となります。

このため、インターネットの特性を活かして、市のホームページを「市民と市役所のコミュニケーション広場」としてより一層の活用と充実を図ります。

また、市民がお互いに日常生活等についての情報交換・情報交流等を行い、コミュニケーションとふれあいを深めるためのシステムづくりを進めます。

(2) 取組み内容

① 情報交換・交流の推進

市民同士の情報交換や地区のイベント情報等の受発信を行い、市民相互のコミュニケーションを深めるための環境づくりについて、調査・検討を進めます。

② 市民参加の推進

各種施策に市民の意見・要望を反映させるため、インターネットを活用したモニター制度等について検討する等、ICTを活用した市民参加による市政運営を推進します。

3 市政運営の効率化と高度化の推進

(1) 基本的な考え方

第4次総合計画後期基本計画に掲げた施策を着実に推進するために、市政運営上の固定的なコストを削減し、削減効果（人・時間・財源）を施策推進のための資源として活用していきます。

このため、情報機器や情報システムを、業務効率化のツールとして活用するとともに、庁内LAN※（グループウェア※）を活用した情報の共有化を図る等、ICTを活用した効率的で質の高い市政運営への転換を進めます。

(2) 取組み内容

① 情報システムの整備・充実

事務事業の中には、情報化を一層推進すべき分野が残されているため、文書管理等の事務の効率化に繋がるシステムの導入について検討を進めると共に、防災行政用無線のデジタル化に努める等、市政運営の効率化・高度化に向けたシステムの整備・充実に努めます。

② システム調達と運用の効率化

近隣自治体・企業・NPO等と共同したシステムの開発と運用を推進することや、情報セキュリティを勘案しながら、クラウドサービス※の活用を推進することで、更なる運用の効率化やコストの縮減を図ります。

また、高度な専門的知識が求められる分野においては、外部の人的資源を有効活用することについても調査・検討を進めます。

③ 情報通信基盤の整備・充実

庁内情報通信基盤について、庁内LANを利用したシステムの機能向上と、各種行政事務の効率化・高度化を目指した新たなシステムの導入及び通信回線の高速化やネットワーク機器等の高度化を推進します。

4 計画を推進するために

(1) 基本的な考え方

本計画の基本目標である「ICTを活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」を達成し、計画に掲げた各種の情報化施策を着実に推進するため、ICTに関わる人材の育成や情報セキュリティ対策の強化を推進します。

(2) 取組み内容

① 個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実

急速に進展する情報化は、効率性や利便性を飛躍的に向上させる反面、情報漏えい等の危険性も併せ持っているため、情報システムの強靱化を図る等、市が保有する個人情報等の情報資産を保護するための更なる情報セキュリティ対策の充実を図っていく必要があります。

そのため、職員に対する情報セキュリティ研修等による情報セキュリティポリシー※の周知徹底や、国や県の動向に十分に留意した強靱なシステムの構築等、八千代市情報セキュリティポリシー等に基づいた各種セキュリティ対策の徹底を図ります。

また、監査方法の見直し等による情報セキュリティ対策のPDCAサイクルの確立に向けた取り組みを進めます。

② 推進体制の充実

電子自治体構築の主眼である「市政運営の効率化と行政サービスの質的な向上」に向けて、情報化施策を効果的に推進するために、「八千代市電子自治体推進本部」を中心に、組織横断の全庁体制で取組みます。更に、市民のニーズ等を計画や施策に反映させるため、適宜、八千代市情報化推進協議会を開催して意見・提言をいただくとともに、情報化に関する市民意向調査やパブリックコメント※を実施します。

また、各種研修を実施することにより、市職員一人ひとりの情報リテラシー※の向上を図るとともに、適宜、情報化推進体制の見直しを行います。

資料編

八千代市電子自治体推進本部設置要領

八千代市情報化推進協議会設置要綱

用語解説

八千代市電子自治体推進本部設置要領

(設置)

第1条 情報通信技術の進展の便益を最大限活用し、市政運営の簡素・効率化と行政サービスの向上を図る電子自治体を構築するため、八千代市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の構築に係わる計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 電子自治体の基盤整備及び行政手続のオンライン化等の各種情報化施策の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の推進に係わる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者及び総括幹事が指名する者をもって充てる。
- 3 総括幹事は、本部長の指示又は必要に応じて幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進本部から指示された事項を調査検討し、その結果を推進本部に報告すること。
 - (2) 第2条に規定する推進本部の所掌事務に関して、推進本部に助言、提言すること。
 - (3) 次条に規定する部会から提出された事項を審議、調整し、推進本部に報告すること。

(部会)

第7条 幹事会に、推進体制部会、地域情報部会、行政情報部会の3部会を設置し、各部会の部会長及び部会員は、総括幹事が指名する。

2 部会長は、総括幹事の指示又は必要に応じて部会の会議を招集し、これを主宰する。

3 部会は、幹事会から指示された事項及び別表第3に掲げる事項を調査検討し、その結果を随時幹事会に報告する。

(特定組織)

第8条 推進本部は、特定の事務又は施策分野における情報通信システムの構築又は構築を目指し調査検討等を実施する組織(以下「特定組織」という。)を設置することができる。

2 推進本部は、既に存在する又は任意に設置された特定組織のうち指定する特定組織に対して、その活動の状況を報告させるとともに、その活動の内容について指示することができる。

(各部局の協力等)

第9条 市長部局に属する各部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、上下水道局及び会計課においては、推進本部の事務の執行にあたり、必要とする資料の提出及び調査に協力するとともに、推進本部で決定した事項を積極的に推進するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月8日から施行する。

(八千代市情報化推進委員会設置要領の廃止)

2 八千代市情報化推進委員会設置要領(平成11年11月15日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項）

教育長
事業管理者
総務企画部長
財務部長
健康福祉部長
子ども部長
生涯学習部長
安全環境部長
都市整備部長
産業活力部長
会計管理者
消防長
議会議務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第6条第2項）

総務企画部次長
財務部次長
健康福祉部次長
子ども部次長
生涯学習部次長
安全環境部次長
都市整備部次長
産業活力部次長
教育総務課長
消防本部次長
上下水道局次長

別表第3（第7条第3項）

部会名	所掌事務
推進体制部会	電子自治体の構築に向けた推進体制，環境等の整備に関すること
地域情報部会	市民の利便性の向上と情報交流の促進を図る地域情報化の推進に関すること
行政情報部会	情報の共有と事務の効率化を図る行政情報化の推進に関すること

八千代市情報化推進協議会設置要綱

改正 平成27年5月14日

(設置)

第1条 市は、地域及び行政の情報化を総合的に推進するため、八千代市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見又は提言するものとする。

- (1) 情報化の推進に係わる総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職にある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日)

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月15日)

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 (平成21年7月9日)

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年5月14日)

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

用語解説

<p>あ行</p>	<p>i-Japan戦略 2015</p> <p>IT (Information Technology)</p> <p>ICT (Information and Communication Technology)</p> <p>IT新改革戦略</p> <p>新たな情報通信技術 戦略</p> <p>e-Japan戦略</p> <p>e-Japan戦略II</p>	<p>「IT新改革戦略（2006年1月発表）」を引き継ぐ新たなデジタル戦略という位置付けで、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略が描かれている。『国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～Towards Digital inclusion & innovation』という副題がつけられており、デジタル社会の実現に向けた取り組みを通じて、国際競争力を高め、世界に共通する課題を先んじて克服することにより、世界に対してのリーダーシップを発揮することを目指している。</p> <p>コンピュータやデータ通信を利用し、情報の収集・加工・発信等に有為な技術をいう。一般的には産業や生活に直接応用可能なものを指して呼ぶことが多い。</p> <p>日本では、「IT(Information Technology)」という用語が一般的に用いられているが、最近では国際的に「ICT(Information and Communication Technology)」が用いられている。</p> <p>○「IT」と「ICT」の表記について 本計画においては、情報技術に加えて、伝達する技術の重要性も考慮し、国・県の計画・組織等で「IT」と表記されているものはそのままの表記としますが、それ以外は「ICT」を用います。</p> <p>政府（IT戦略本部）が「e-Japan戦略」と「e-Japan戦略II」に続き、2006年1月に決定した戦略で、少子高齢社会、経済のグローバル化の進展等、社会の劇的な変化の中、我が国が引き続き持続発展するための新たな社会に対応した基盤の構築に向け、「世界で一番便利で効率的な電子行政」を実現することを目指している。</p> <p>新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略として「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を3本の柱に絞り込んだ戦略である。</p> <p>すべての国民がICTを活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府（IT戦略本部）の基本戦略。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指している。</p> <p>上記の「e-Japan戦略」に続き、2003年7月に決定された戦略で、前戦略で整備されたインフラの利活用を促進し、国民がその利便性を実感できる仕組みづくりを目指している。</p>
-----------	---	--

か行	オープンデータ	何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布等することができるよう公開されたデータ。
	基幹情報システム	住民情報を基本に、住民基本台帳・税務・保険・福祉等の市の主要な業務に係る情報処理を行うシステム。
	クラウドサービス	インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース等の各種コンピュータ資源を利用するサービス。
	グループウェア	庁内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能等がある。
さ行	個人番号カード	本人の申請により交付され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる他、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）などが記載されている他、顔写真が貼付されている。
	CIO (Chief Information Officer)	企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。「最高情報責任者」「情報統括役員」などと訳される、企業の情報戦略のトップである。
	情報セキュリティ	情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持すること。
	情報セキュリティ対策	情報資産に対する脅威から情報資産を保護するために講ずる対策。
	情報セキュリティポリシー	地方公共団体が所有する情報資産の情報セキュリティ対策を、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
	情報リテラシー	情報の精度や信頼性を的確に判断し、その上で情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から信用ができ、なおかつ、必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。
	新電子自治体推進指針	2006年に決定されたIT新改革戦略に基づいて、総務省が2007年3月に策定した電子地方自治体の方向性を示した指針。目標を「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」として、実現に向けた取組指針、重点的な取組事項等が示されている。

た行	<p>千葉県電子自治体共同運営協議会</p> <p>市内LAN (LAN:Local Area Network)</p> <p>電子自治体推進指針</p>	<p>千葉県及び県内市町村が連携・協力し、電子自治体のサービスを県民が幅広く受けられる共同利用の仕組みを構築することを目的とした組織であり、2004年5月に設立された。</p> <p>行政機関の本庁舎や出先機関を光ファイバー等で結び、コンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りする総合的な情報通信ネットワーク。</p> <p>総務省が2003年8月に策定した電子地方自治体の方向性を示した指針。「住民の満足度の向上」、「簡素で効率的な行政運営の実現」、「地域の活性化・地域IT産業の振興」を電子自治体構築の目的と定めている。</p>
は行	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行う際に、原案を公表し、これに対して住民や事業者等から意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行う制度。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。
	ブロードバンド	光ファイバー、ケーブルテレビ、ADSL等の高速・大容量のデータ通信が可能な回線。
ら行	リーサス (RESAS)	地域経済分析システム (Regional Economy (and) Society Analyzing System) の略称。ビッグデータを活用した地域経済を見える化したシステムであり、経済分野に限らず様々なデータが搭載されている。

八千代市民憲章

平成10年11月19日制定

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。

わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、ここに八千代市民憲章を定めます。

1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくれます。

1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくれます。

1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくれます。

1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくれます。

1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくれます。

八千代市第3次情報化基本計画

平成28年3月

発行 八千代市

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田312番地の5

TEL 047(483)1151 (代表)

編集 総務企画部 情報管理課
